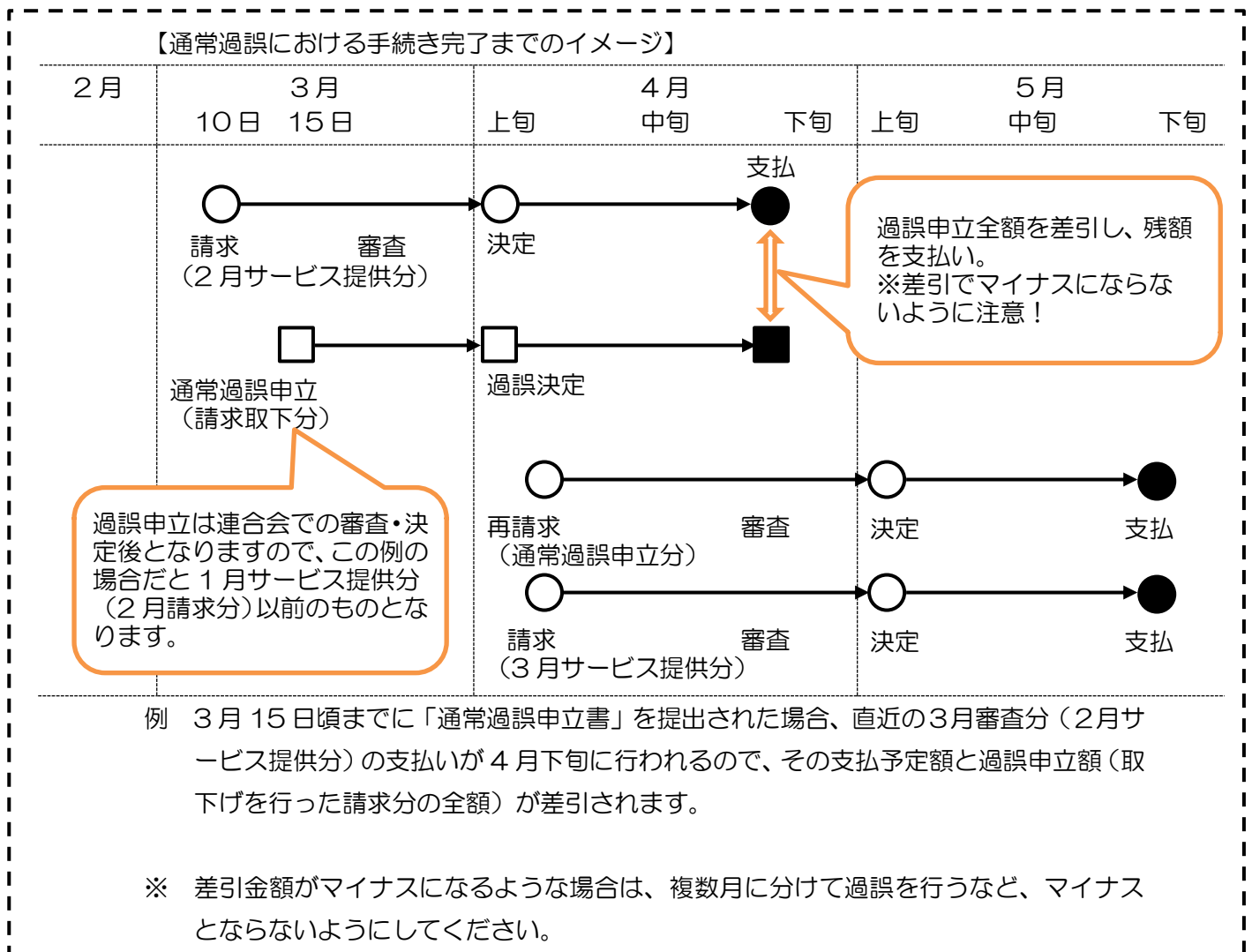


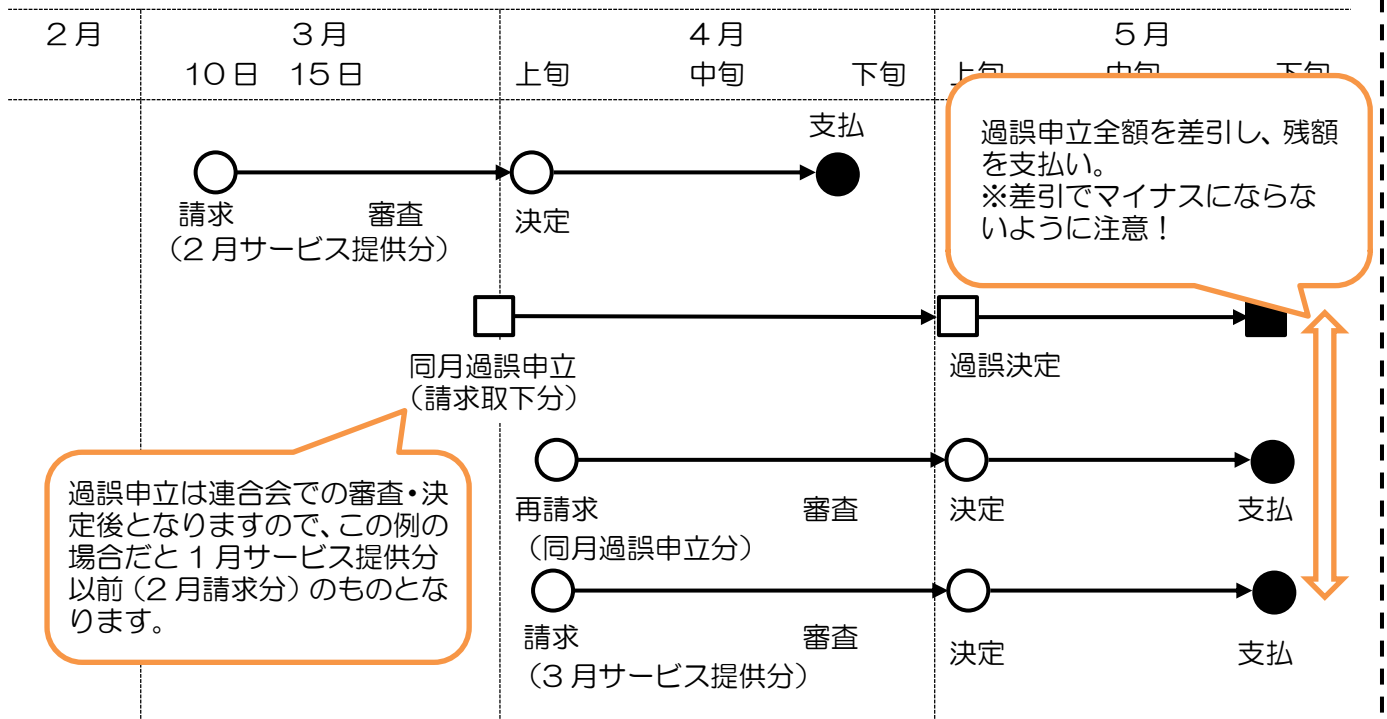
「介護給付費過誤申立書」の提出時における注意事項について

- ・過誤申立（請求の取下げ）を行う対象者は大阪市の介護保険被保険者です。
- ・過誤申立書は各区単位で作成し、各区介護保険担当へ提出してください。
（大阪市役所ではありません）
- ・保険者番号（大阪市は271007）と介護保険被保険者番号を介護保険被保険者証で確認し、過誤申立書を作成してください。
- ・「通常過誤」と「同月過誤」では様式が異なるので、確認のうえ過誤申立書を作成してください。
- ・「通常過誤」の場合、過誤申立によるマイナス請求が、直近の支払額を超過していないか確認してください。
- ・「同月過誤」の場合、過誤申立によるマイナス請求が、再請求を行う額と直近の支払額を足した額を超過していないか確認してください。

「通常過誤」と「同月過誤」について



【同月過誤における手続き完了までのイメージ】



例 3月末頃までに「同月過誤申立書」を提出された場合、4月10日までに再請求した支払額と4月審査分(3月サービス提供分)の支払額を合計した額より過誤申立額が差引されます。

※ 差引金額がマイナスになるような場合は、複数月に分けて過誤を行うなど、マイナスとならないようにしてください。

- ・過誤申立は、事業所番号、保険者番号、被保険者番号、サービス提供月、様式番号（大阪府国保連合会ホームページ参照）により請求を取り下げることとなります。

この為、サービス種別が異なる場合でも様式番号が同じであれば過誤調整の対象となりますので、同時に再請求が必要となります。

- ・大阪府や大阪市の指導・監査等により過誤調整の指示があった場合については、次の申立事由コードで過誤申立を行ってください。

- ・通常過誤→42「適正化（その他）による保険者申立の過誤取下げ
- ・同月過誤→49「適正化（その他）による保険者申立の過誤取下げ（同月）」

なお、大阪市介護保険被保険者が含まれる過誤申立が大量に発生した場合は、大阪市福祉局介護保険課または各区介護保険担当へ事前に連絡してください。

- ・過誤申立によって、サービス請求額が変更されますので、当該利用者の自己負担額についても変更されることとなります。被保険者によっては、高額介護サービス費や高額医療合算介護サービス費等に変更が生じ、場合によって大阪市より納付書が送付される旨を被保険者へ説明してください。
- ・過誤申立は大阪市が給付実績として確認できたものが対象となります。そのため、請求を行った直後に過誤申立を行っても、受付出来ません。
- ・給付管理票の修正と過誤は同時にできないので注意してください。